

大河原町国民健康保険事業運営計画

《令和5年度》

大河原町国民健康保険

令和5年度 大河原町国民健康保険事業運営計画

1 基本方針

令和5年度の国民健康保険事業を計画的かつ効率的に運営するため、宮城県国民健康保険運営方針に基づき、主要事業に積極的に取り組み、遂行していくことを基本に運営計画を策定し、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意するものとします。

令和5年度においては、脳ドックの対象年齢枠を拡大し「大河原町国民健康保険第2期データヘルス計画」に基づいた保健事業等を実施するとともに、県単位化による保険料（税）等の統一化に向け、国民健康保険財政の一層の健全化に努めます。

2 歳入歳出決算額の推移

令和3年度の国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額が2,129,483千円、歳出が2,086,884千円となり、差引額42,599千円の黒字となっています。これを前年度決算額と比較すると、歳入では6.7%の増、歳出では6.4%の増となっています。

決 算 の 状 況 (単位：千円)

区 分	年 度	令和3年度		令和2年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額
歳 入 総 額		2,137,845	2,129,483	2,023,815	1,995,823
歳 出 総 額		2,137,845	2,086,884	2,023,815	1,961,748
歳 入 歳 出 差 引 額		0	42,599	0	34,075
翌年度へ 繰り越す べき財源	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
実 質 収 支 額		0	42,599	0	34,075
実質収支額のうち地方自治法第 233 条の2の規定による基金繰入額		0	22,000	0	18,000

なお、令和元年度からの国民健康保険財政調整基金の推移は、以下のとおりです。

国民健康保険財政調整基金の推移

年 度	項 目	基金取崩額	基金積立額		差引残高
			予算積立分	決算積立分	
令和元年度		49,592,000 円	143,000 円	27,000,000 円	469,362,000 円
令和2年度		1,380,000 円	99,000 円	17,000,000 円	485,081,000 円
令和3年度		3,808,000 円	76,000 円	18,000,000 円	499,349,000 円

3 主要事業

- (1) 医療費適正化対策の推進
- (2) 適用適正化対策の推進
- (3) 収納率向上対策の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発事業の推進

4 具体的な対応策

(1) 医療費適正化対策の推進

① レセプト点検・柔道整復施術療養費適正化事業について

レセプト点検及び柔道整復施術療養費適正化の強化を図るため、申請書の内容点検及び照会業務を県へ委託し、毎月、医療機関から請求されたレセプト（診療報酬明細書）の内容や国民健康保険給付資格を数次にわたり点検・審査し、内容に疑義があるものについては、医療機関への返戻や被保険者への返還請求等を行うなど、適正な保険給付に努めます。

② 医療費通知について

医療費適正化対策の一環として、被保険者に健康の大切さの認識を深めていただくとともに、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、4か月毎に年3回、全世帯に「医療費のお知らせ」を送付するものとします。（6月、11月、2月）

③ ジェネリック医薬品利用促進の取り組みについて

令和3年度の普及率は（数量ベース）83.8%となっており、令和3年6月の閣議決定による目標値「令和5年度末まで80%以上」を達成しています。

更なる普及率の向上のため、引き続き先発医薬品からジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の差額をお知らせする通知を、4か月毎に年3回（6月、10月、2月）送付するとともに、被保険者証更新時にジェネリック医薬品希望シールを配布し、被保険者の医療費自己負担と国民健康保険会計の財政負担の軽減に努めます。

④ 第三者行為求償事務について

交通事故など第三者により傷病を受けたことによる医療行為等と疑われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当するものについては、国民健康保険団体連合会と連携しながら加害者等に対し厳正に求償を行うものとします。

⑤ 受診行動適正化指導について

重複・頻回受診、重複服薬対象者を特定し通知することにより、適正な医療機関へのかかり方について指導を行います。

(2) 適用適正化対策の推進

① 資格の適正化について

国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失者一覧表やオンライン資格確認等を活用して、厚生年金保険等の資格を取得した者の国民健康保険資格を確認し、国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる方に対し、保険資格の異動

手続きを促し、期日までに喪失届出のない場合、大河原町国民健康保険における職権による資格喪失事務処理要綱に基づき、職権による資格喪失処理を行います。

② 居所不明被保険者の実態調査について

国民健康保険証、国民健康保険税納税通知書、督促状等の返戻分について、実態調査を行い、その結果を台帳に整理し、実態が把握できない被保険者については担当部署に住民登録の確認の依頼を行うものとします。

③ 国民健康保険税の制度周知と適正な賦課

・国民健康保険税の算定方法や納税方法についてのチラシ等を国民健康保険税納税通知書に同封して周知するとともに、新規加入者には手続き時に窓口で配布するなどして、制度について理解してもらうよう努めます。

・所得の把握に努めるため、未申告者の調査や申告の勧奨を強化し、適正な賦課を行います。また、未申告の場合、国民健康保険税の軽減措置などが受けられないなど、申告の必要性を周知します。

・保険料（税）統一化に向け、国民健康保険事業の健全な運営を確保するための県から示されている標準保険料（税）を参考に、医療分平等割額を現行26,000円から23,000円に税率改正を行います。

（3）収納率向上対策の推進

① 収納率について

令和5年度収納率については、現年度収納率93%以上を目指します。

② 徴収体制の強化について

収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、収納担当との連携を密にしながら対応するものとします。

③ 納期内納税の推進について

口座振替の他、納税者の多様な生活スタイルに対応可能な、コンビニエンスストア収納、クレジットカード収納、スマホアプリ収納及びペイジー口座振替受付サービスの周知を行い、納期内納税の推進を図ります。

④ 滞納者対策について

滞納者の実態調査及び財産調査を行った結果をもとに、納税資力を的確に判断し、適切な滞納処分を実施します。また、納付相談に応じない、納付誓約書の約束を履行しないなどの滞納事案については、法令に基づき差押え等による滞納整理を実施するものとします。

⑤ 短期保険証の交付について

滞納者の納税状況を確認したうえで、短期保険証を交付するものとします。また、短期保険証の更新時に納税相談及び納税交渉を行い、収納率の向上に努めるものとします。

（4）保健事業の推進

① 人間ドック・脳ドック助成事業について

・疾病の早期発見・早期治療により、医療費の削減に繋げるため、国民健康保険加入者の人間ドック及び脳ドック受診費用の一部を助成し、保健事業の推進に努めるものとします。

・人間ドックは、対象年齢を「35歳から74歳」までとし、若い世代の受診率が低いことから、健診に関心を持ってもらうきっかけづくりとして、35歳の受診費用を全額助成することとします。また、脳ドックの助成については、脳血管疾患の発症が増えてくる節目年齢の50歳と55歳と新たに60歳を対象とします。

② 特定健康診査・特定保健指導について

・40歳以上の被保険者を対象に、糖尿病等の生活習慣病予備群患者削減対策として、「第3期大河原町特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施するものとします。なお、同計画において令和5年度受診率目標値は60%、保健指導目標値は60%となっています。

・対象者全員に受診票を送付するとともに、広報紙などで受診を呼びかけます。また、特定健診未受診者対策として、受診勧奨通知を行い、一層の受診率向上に努めるとともに、集団健診のほか個別健診も併せて実施し、受診しやすい環境づくりを行います。

・特定健診受診後、その結果に異常値があるにも関わらず医療機関受診が確認できない対象者に対し、通知書を送付することで受診勧奨を行います。

③ 糖尿病性腎症重症化予防について

・被保険者の健診結果とレセプトデータを積極的に活用し、本町の疾病でも罹患率の高い「糖尿病」の重症化予防に努めるものとします。

④ 健康教室の開催について

特定健康診査の結果から、血糖や血圧の薬を内服していないと回答し、収縮期血圧130～159mmhgまたは拡張期血圧85～99mmhgの方、または血糖(HbA1c)5.6～6.4%の方を対象に、自身の生活を見直すきっかけとなるように、健康教室を実施します。

(5) 広報啓発事業の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国民健康保険制度、国民健康保険財政の状況、医療費の実態、健康づくりなどの積極的な広報活動を推進するものとします。

① 町広報紙の活用

おしらせばんなどに、国民健康保険に関する記事を掲載し、制度の周知・徹底を図るものとします。

② インターネットの活用

本町のホームページで国民健康保険制度の概要等の紹介に努めるものとします。

③ パンフレット等の配布

国民健康保険制度の概要など、パンフレットを被保険者証の更新時や新規加入手続き時に配布することにより、国民健康保険制度に対する周知を図るものとします。

また、外国人加入者に対して、多言語記載のパンフレットを用意し配布します。